

教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様にご迷惑を及ぼすとともに、不祥事の再発防止に向け、より一層、教職員の服務規律の確保に努めてまいります。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概要	処分根拠
1	免職	市立学校 教諭 (37 歳)	被処分者 1 は、女性が入浴中の風呂場をのぞき見る（盗撮する）目的で、令和3年2月22日、大阪府和泉市内の他人の住居敷地内に侵入した容疑で、令和3年2月28日、逮捕された。	地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当
2	停職 6 月	市立学校 教諭 (37 歳)	被処分者 2 は、電車で通勤するものとして届出を行っていたが、令和2年3月2日から令和3年2月17日まで、被処分者 3 の運転するバイクに同乗して通勤し、通勤手当計 47,520 円を不正に受給した。 また、令和2年4月に特別休暇を6日と27時間、不正に取得した。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当
3	停職 6 月	市立学校 教諭 (44 歳)	被処分者 3 は、被処分者 2 が電車で通勤するものとして届出を行っていることを知りながら、令和2年3月2日から令和3年2月17日まで自身が運転するバイクに被処分者 2 を同乗させて通勤した。 また、令和2年4月及び5月に特別休暇を8日と43時間、不正に取得した。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当

※被処分者 2・3 は、処分日付けで依願退職した。

2 服務上の措置

上記事案 2・3 に関し、所属長（校長）及び前所属長（前任の校長）に対し文書訓告（管理監督責任）を行った。

3 処分日

令和3年3月29日

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課
電 話：072-228-7438
ファックス：072-228-7890